[異常時通報連絡の公表文(様式1-1)]

伊方3号機 1次冷却材ポンプ3C封水注入系統配管フランジ部からの水漏れについて

R 6.8.2 原子力安全対策推進監 電話番号 089-912-2352

[異常の区分]

国への法律に	こ基づく報告対象事象	有 ・ 無 [評価レベル –]					
県の公表区分	分 ·	A • B • C • PP					
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]					
異常の概要	発生日時	令和 6 年 8 月 <u>1 日 1</u> 5 時 1 5 分					
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備					
		■ <u>管理区域内</u> ・ 管理区域外 ・ <u>設備の故障</u> 、異常					
	種類	・地震、人身事故、その他 ・核物質防護					

[異常の内容]

- 8月1日(木曜日)15時48分、四国電力株式会社から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。
- 1 伊方発電所3号機は定期検査中のところ、本日15時15分、原子炉格納容器2 階に水たまりがあることを運転員が確認した。
- 2 なお、この事象によるプラントへの影響及び環境への放射能の影響はない。
- 3 今後、詳細を調査する。

[その後の状況]

8月1日(木曜日)21時47分、四国電力株式会社から、その後の状況について、 次のとおり連絡がありました。

- 1 現地を確認したところ、水たまりについては、1次冷却材ポンプ 3C 点検のために開放した封水注入系統配管フランジからの漏水であることを確認した。
- 2 また、当該配管フランジより漏水が継続していたため、当該配管フランジに 閉止蓋を取り付け、漏水は停止している。
- 3 水たまりは原子炉格納容器内の1次冷却材ポンプ3C付近に留まっており、外部への漏えいはなかった。
- 4 水たまりについては、全量ふき取りを行った。
- 5 漏水量は約14リットルで、分析の結果、放射能量は約2.7×10⁵ベクレルと推 定した。
- 6 今後、詳細を調査する。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しています。

(伊方発電所及び周辺の状況)

「事象発生時の状況」

(0) 00 00 10 100 0 7 100 1 100 1)				
	1 号機	廃止措置中					
原子炉の運転状況	2 号機	廃止措置中					
	3 号機	運転中(出力	%)	・停止中			
発電所の排気筒・放水口モニタ値	通常值	•	異常値				
周辺環境放射線の状況	通常值	•	異常値				

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国(原子力規制委員会原子力規制庁等)に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内容							
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態							
	(放射性物質の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報							
	告対象事象 等)							
	○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態							
	(大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等)							
	○その他特に重要と認められる事態							
В	○管理区域内の設備の異常							
	○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化							
	○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき							
	○その他重要と認められる事態							
С	○区分A, B以外の事項							
PΡ	○核物質防護に影響がある事態							

3 管理区域内·管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射性物質を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生の場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

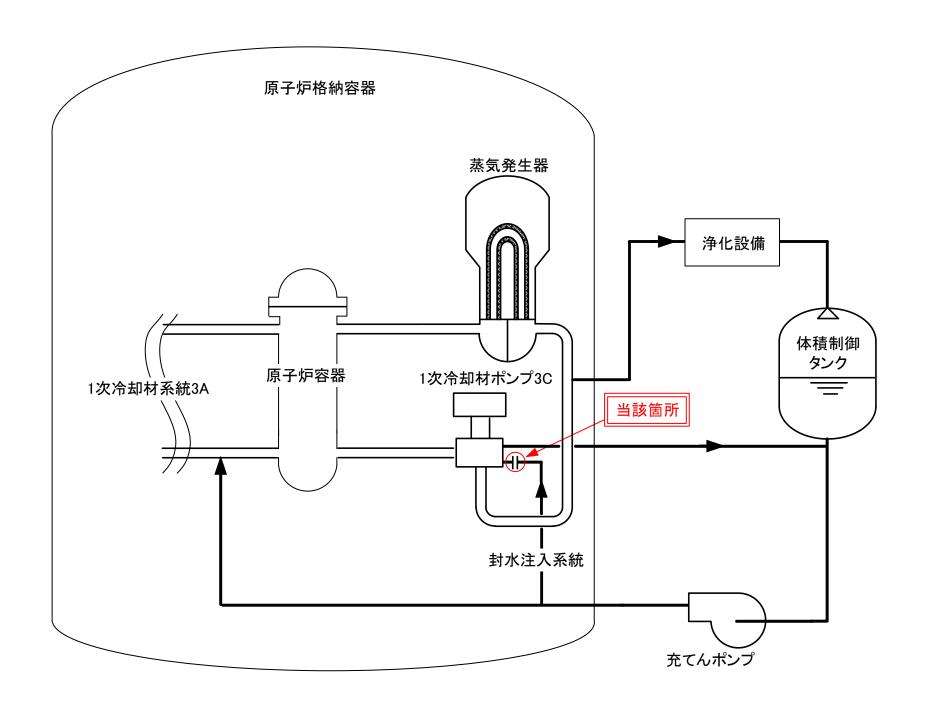
伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ)

(の知りせ)							
発信	言年月日	令和	6年 8月	月 1日 (木) 15時 48分			
発	信者	伊方発電所	滝川				
当	号機(定格出力)	1号機	2 号機	3号機(890MW)			
該機	発生時 状 況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第 1 7 回 定期事業者検査中			
		設備トラス	ブル・人身	身事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他			
発 / 櫻	生状要況	2.場所3.状次原子炉構た。なおの影響に	月 1日 15時 15分 所3号機 原子炉格納容器2階(管理区域内) は定期検査中のところ、本日15時15分、 に水たまりがあることを運転員が確認しまし よるプラントへの影響および環境への放射能 。 します。				
運	転状況	1 号機:廃止 2 号機:廃止 3 号機: (通		運転・出力上昇・出力降下・定検停止)中			
備	青 考						

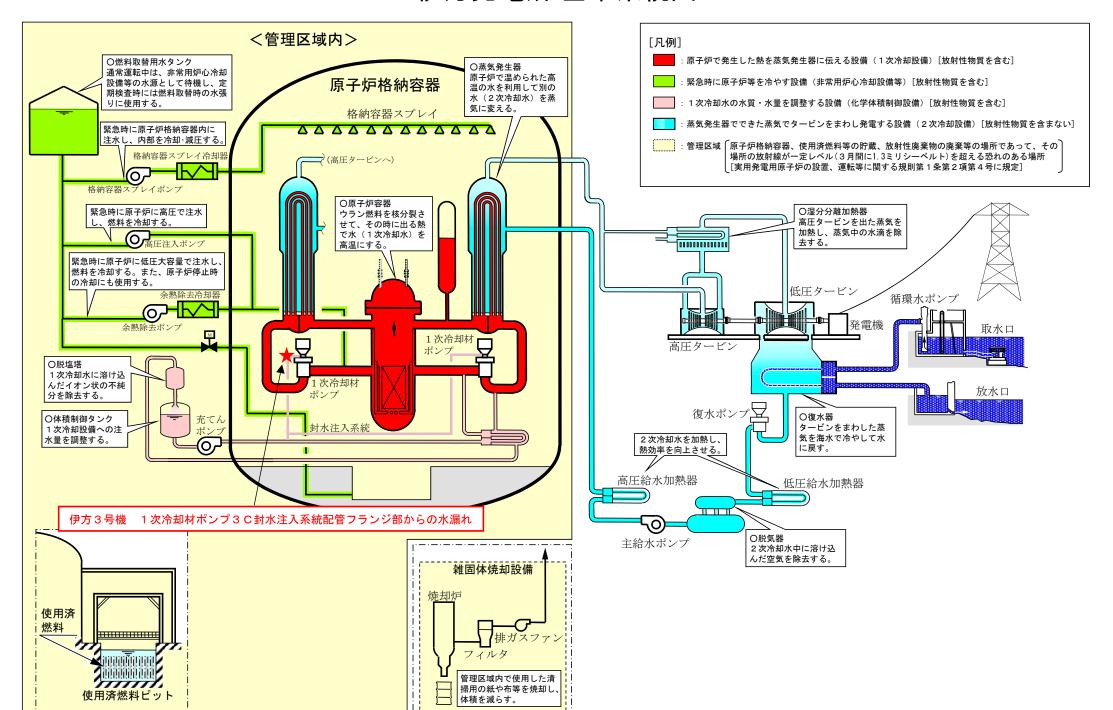
伊 方 発 電 所 情 報 (お知らせ、第2報)

<u> </u>							
発信年月日							
発信	者	伊方発電所林					
	- 機 ^{各出力)}	1号機	2 号機	3 号機(8 9 0 MW)			
	生時況	廃止措置中	廃止措置中	1. 出力 MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2. 第17回 定期事業者検査中			
		設備トラス	ブル・人身	r事故 ・ 地震 ・ 核物質防護 ・ その他			
		1. 発生日時: 8月 1日 15時 15分					
発 生 3 概	伏 要 況	2. 場 所:伊方発電所3号機 原子炉格納容器2階(管理区域内) 3. 状 況: 伊方発電所3号機は定期検査中のところ、本日15時15分、原子炉格納容器2階に水たまりがあることを運転員が確認しました。 なお、この事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。 今後、詳細を調査します。 【第1報にてお知らせ済み】 現地を確認したところ、水たまりについては、1次冷却材ポンプ3C点検のために開放した封水注入系統配管フランジからの漏水であることを確認しました。また、当該配管フランジより漏水が継続していたため、当該配管フランジに閉止蓋を取り付け、漏水は停止しています。 水たまりは原子炉格納容器内の1次冷却材ポンプ3C付近に留まっており、外部への漏えいはありませんでした。水たまりについては、全量ふき取りを行いました。漏水量は約14リットルで、分析の結果、放射能量は約2.7					
運転状	沈	今後、詳細を調査します。 1 号機:廃止措置中 2 号機:廃止措置中 3 号機: (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・定検停止) 中					
備	考						

伊方発電所3号機 1次冷却材ポンプ3C封水注入系統配管フランジからの漏水について

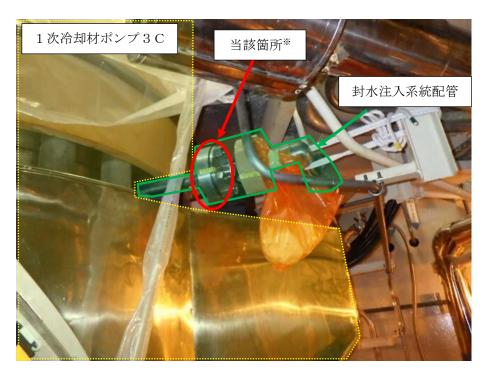


伊方発電所 基本系統図



伊方発電所3号機

1次冷却材ポンプ3C封水注入系統配管フランジからの漏水について



※閉止蓋を取り付けた状態



ふき取り前



ふき取り後

用語解説

○1次冷却材ポンプ

1次冷却材を、原子炉から蒸気発生器を経て再び原子炉に循環させるポンプ。 原子炉、蒸気発生器、1次冷却材ポンプ等で構成する系統を1次冷却材系統という。

〇封水注入系統

内部流体である1次冷却材が1次冷却材ポンプ軸シール部より漏れ出ないよう、 1次冷却材より高い圧力で水を注入する系統。

○体積制御タンク

1次冷却材中のほう素濃度を調整するために行う純水の注入や冷却材の抜取り等の際に生じる1次冷却材の体積変動を調整するためのタンク。

○原子炉格納容器

原子炉容器や蒸気発生器、1次冷却材ポンプなど重要な機器を覆っている気密構造物。

○原子炉容器

燃料集合体を収納し、核分裂反応により熱を発生させ、1次冷却材と熱交換を行う機器。

〇蒸気発生器

原子炉で温められた1次冷却材と、タービンを回す蒸気となる2次冷却材とで熱 交換し、蒸気を発生させる機器。

〇充てんポンプ

1次冷却材系統から抽出した1次冷却材を浄化した後、再び1次冷却材系統へ戻すためのポンプ。

○浄化設備

1次冷却材系統から抽出した1次冷却材を脱塩塔で浄化する設備。

〇フランジ

円盤状の板同士の間にガスケットを挟み、ボルト・ナットで締結し配管と配管を接続する継ぎ手の一種。

周 辺 環 境 放 射 線 調 査 結 果 (県環境放射線テレメータ装置により確認)

令和6年08月01日(木)

(単位:ナノグレイ/時)

			測定値(シンチレーション検出器)				平常の変動幅の最大値	
測定局 時刻		15:00	15:10	15:20	15:30	15:40	降雨時	降雨時以外
	モニタリングステーション(九町越)	17	17	17	17	17	45	19
	モニタリングポスト伊方越	18	18	18	18	18	52	20
愛	モニタリングポスト湊浦	23	23	23	24	23	45	25
/ 经	モニタリングポスト川永田	25	25	25	25	25	51	26
坂	モニタリングポスト九町	33	33	33	33	33	55	35
県	モニタリングポスト大成	14	14	14	13	14	41	16
	モニタリングポスト豊之浦	25	25	25	25	25	52	26
	モニタリングポスト加周	25	25	25	25	25	60	27
兀	モニタリングステーション	16	16	16	16	16	40	18
玉	モニタリングポストNo.1	15	15	15	16	16	43	18
電	モニタリングポストNo.2	14	14	14	14	14	42	16
力	モニタリングポストNo.3	13	12	12	13	13	39	15
(株)	モニタリングポストNo.4	15	14	15	15	15	44	17

- (注) 伊方発電所付近に設置しているモニタリングポスト等について記載
- ○降雨の状況:有・無
- ○伊方発電所の排気筒モニタ等にも異常なかった。

(参考)

- 1 環境放射線の測定値は、降雨等の気象要因や自然条件の変化等により変動するので、原子力規制庁の「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考 資料)」に基づき、測定値を「平常の変動幅」と比較して評価しています。
 - 「平常の変動幅」は、過去2年間(令和3,4年度)の測定値を統計処理した幅 (平均値±標準偏差の3倍)としており、一般に、測定値が「平常の変動幅」の最 大値以下であれば、問題のない測定値と判断されます。
- 2 環境放射線は線量(グレイ)で表されますが、一般的に、これに0.8を乗じて、人の 被ばくの程度を表す線量(シーベルト)に換算しています。

例えば、線量率約20ナノグレイ/時の地点では、1年間に約0.14ミリシーベルト(ミリはナノの100万倍を表す)の自然放射線を受けることとなりますが、これは、胃のX線検診を1回受けた場合の4分の1程度の量です。

(放射線量の例)

